

小田原市地域経済好循環推進条例 (案)

1 目的

地域経済の振興を図る施策について、基本理念を定め、市、事業者、市民等の役割を明らかにし、当該施策の方向性について定め、地域一体となって地域経済の循環に係る施策を推進することで、地域経済の持続的な発展と市民生活の向上に寄与する。

2 理念 (地域経済の好循環による地域経済の振興のための理念)

- ・市内事業者の活性化を図ること
- ・地域資源 (小田原の農林水産物、工芸製品、自然、歴史、伝統、文化、技術、エネルギー等) の活用の促進 (情報の発信を含む。) を図ること
- ・市と事業者の連携・市の事業者への支援・事業者同士の連携協力・受注機会の増大などが重要であること
- ・市民等の理解と協力を推進すること

3 定義 (一部記載 ※この他については今後、条例全体を見て必要なものを検討・掲載)

- ・市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者
- ・市内産品等 市内で生産、採取される農林水産物若しくは市内で製造、加工され又は販売される物品をさす

4 市の役割

- ・市内事業者の経営基盤の強化を促進するための施策を推進する
- ・市内産品等を適切に周知し、消費を促進するための施策を推進する
- ・工事の発注、物品の調達等に当たり、市内事業者の受注機会の増大に努める
- ・国や県の支援事業を活用し、地域経済の支援に関する施策を推進する
- ・周辺の市町と連携し、地域経済の発展に資する施策を推進する

5 市内事業者の役割

- ・ 優良な商品、サービス等の提供や品質及びサービスの向上に努める
- ・ 雇用機会の確保、人材育成、就労環境の整備に努め、事業の継承を図る
- ・ 社会情勢の変化に応じて、経営基盤の改善、強化又は経営の安定化に努める
- ・ 地域資源の活用、発信に努める

6 大企業の協力

- ・ 市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力する
 - ・ 中小企業の振興が地域経済の発展のために重要であることをふまえて、中小企業との連携・協力を努める
- (・ 中小企業が生産、製造する商品、サービス等の利用に努める)

7 地域経済団体の役割

- ・ 市内事業者の経営基盤の強化を図る取組を積極的に支援する
- ・ 市内事業者に対し、国、県、市等の施策や支援事業の情報を適切に提供する
- ・ 市が実施する地域経済の振興に関する施策に協力する

8 市民等の協力

- ・ 市内事業者の振興が地域経済の発展に寄与することを理解する
- ・ 地域資源の活用と市内産品等の積極的消費並びに市内事業者が提供するサービスの積極的利用に努める